

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて 診療を行っている保険医療機関です。

聚楽内科クリニック 院長 武本重毅

医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX 推進体制整備について、以下の項目に取り組んでいます。

- ・オンライン請求を行なっています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室に置いて閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施する為の十分な情報を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解とご協力をお願いします。

情報通信機器を用いた診療

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。

ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬および抗精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上の処方

生活習慣病管理料

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成します。

（療養計画書作成の初回は署名をいただく必要がありますので、ご協力をお願いします。）

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合があります。